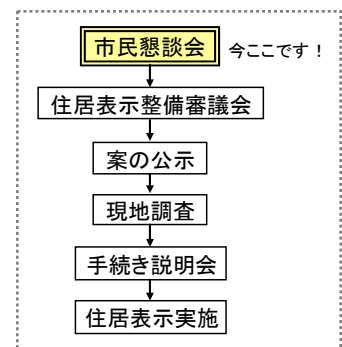
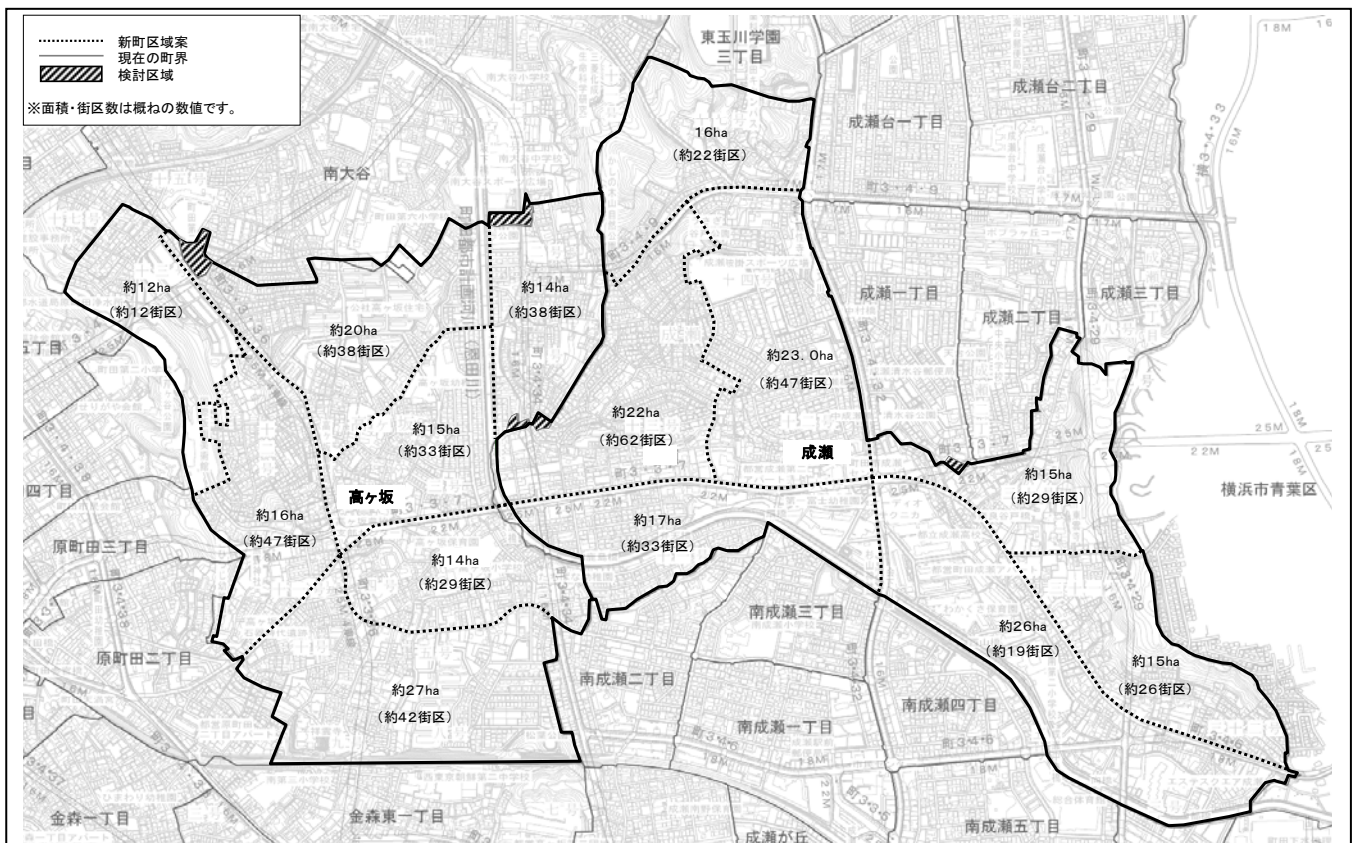


第2回 町田市町区域の新設に関する市民懇談会 (高ヶ坂・成瀬地区合同) を開催しました

- ◆開催日時 2012年11月7日(水) 午後7時～8時50分
開催場所 高ヶ坂ふれあいセンター ホール
- ◆対象 高ヶ坂・成瀬地区及び周辺地区の自治会町内会、商店会の代表
高ヶ坂・成瀬地区のNPO法人等の代表
- ◆内容 住居表示実施予定区域について、現在の町の境界のままのところと、町の境界の変更を検討するところを話し合いました。下図の斜線の地域については、アンケートにより意見を聞くこととなりました。
- ◆次回 高ヶ坂地区と成瀬地区に分かれて、下図の新設する町の区域、町の名称について検討します。
成瀬地区については、もう少し細かく分けた場合の町の区域案も提案します。

【開催日時】

高ヶ坂地区 2012年11月21日(水) 午後7時～8時30分
成瀬地区 2012年11月29日(木) 午後7時～8時30分



住居表示制度について

住居表示制度の必要性について

従来から、住所は土地の地番を用いて表示されてきました。

土地の地番は明治時代初めに設けられ、現在では順序よく並んでいなかったり、枝地番が大きい桁数の地域があるため、住所も複雑な地域が存在しています。

住居表示は、こうした住所の混乱を解消するために生まれた、全国的に統一された制度です。

○住所が複雑だと・・・

- 1) 火災や救急の時、現場への到着が遅れることがあります。
- 2) 訪れる人が住居を探し出すのに時間がかかります。
- 3) 郵便、荷物などの集配業務で誤配や遅配の恐れが生じます。



住所、本籍、不動産の表示について

変更すると、住所、本籍、不動産の表示が以下のように変わります。

住所の表示 (例)	: 郵便など日常利用するもの
町田市 高ヶ坂/成瀬 678番地9	➡ 町田市 ○△三丁目 4番5号
本籍の表示 (例)	: 戸籍などに記載されるもの
町田市 高ヶ坂/成瀬 字五号 678番地9	➡ 町田市 ○△三丁目678番地9
不動産の表示 (例)	: 登記簿などに記載されるもの
町田市 高ヶ坂/成瀬 字五号 678番9	➡ 町田市 ○△三丁目678番9

住所の定め方について

町名は、懇談会で検討した後に、手続きを経て決定します。

街区符号は、町ごとに市役所に近い街区から順番に番号を付けることを原則としています。

住居番号は、『基礎番号』（街区の周囲を特性に合わせて区切り、右回りにふられた番号）をもとに決定します。建物の主要な出入口に接する基礎番号がその建物の住居番号となります。

街区符号及び住居番号は、決定後、実施日前に通知いたします。

町田市 ○△三丁目 4番 5号
新しい町名 街区符号 住居番号

